

概要版

第5回「保護林制度等に関する有識者会議」の概要について

1. 日時及び場所：

平成27年2月10日(火) 16:00 ~ 17:30

農林水産省本館7階 第3特別会議室

2. 議事：

保護林制度等に関する有識者会議報告（案）

事務局から保護林制度等に関する有識者会議報告（案）を説明し、委員からは次のような意見が出され、とりまとめについては座長一任となりました。

【1(1) 保護林区分の再構築】

- ・ 極めて小面積であることなどの理由により、保護林から外れる森林がある場合については、施業等の取り扱いに対する注意が必要。
- ・ 区分の再構築や見直しを行う際の経緯が分からなくなることがあるので、検討の経緯をしっかりと残して欲しい。次回改正時等の参考になる。

【1(2) 復元の考え方の導入】

- ・ 復元を行う保護林については、専門的な知見を踏まえて行くことが重要。自然の推移に委ねるタイプ、復元を行うタイプに明確化することを期待。

【1(3) 気候変動など新たな脅威への対応】

- ・ シカによる被害が深刻化しており、新たな脅威となっている。短期的には気候変動よりも深刻な問題と考える。

【2(1) ア 専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制】

- ・ 森林管理における保護林の位置付けが地域から意識されるような管理体制とすべき。

【2(1) エ 人材育成】

- ・ 温帯性針葉樹林や照葉樹林は日本では当たり前の森林として認識されているが、世界的には高い価値を持っている。社会全体でそのような情報や認識が共有出来るよう職員の人材育成にも力を入れていただきたい。

【2(2) ア 国民に対する丁寧な説明】

- ・ 保護林として広大な森林を管理していることについて、国民の理解を深めることにより、木材の活用についても理解が広がるのではないか。

【参考1】

- ・ 平成元年の再編・拡充の際、第三者を入れた設定委員会を設置する制度としたことは、保護地域のガバナンスの形を変えたという点で意義深いものであった。

以上